

# 注意！ 惡質商法に 「特定商取引法」が改正され、 平成十六年十一月に施行されました。



様々な手口でせまつてくる惡質商法に対応するため、特定商取引法が改正され、事業者に対する規制強化と消費者を救済するための民事ルールが拡充されました。

## 1 法改正の背景と目的

近年、高齢者等を狙った点検商法や若者等を狙ったアポイントメント・セールスなど販売目的を隠して消費者に接近し、商品の販売等を行う悪質商法による消費者トラブルが増加しています。

また、消費者取引に関する苦情相談は年々増加している状況にあり、平成十四年度には、国民生活センターに約八十七万件寄せられています。そこで、経済産業省が所管する「特定商取引法」という法律(以下、「特定商取引法」という)の規制対象である六つの取引形態に関するものが約五十七万件あり、全体の六割以上を

占めていて、早急な対応が求められています。

こうした状況を踏まえ、経済産業省では「特定商取引法」及び「割賦販売法」を改正し、以下のとおり悪質事業者に対する規制強化と消費者被害の予防・救済のための民事ルールを拡充しました。

## 2 法律改正の概要

### 1(1) 行政規制の強化 1 勘誘目的の明示の義務付け

近年、訪問販売において、無料点

検です「などと告げて消費者宅にあがりこみ、点検後に嘘を告げるなどして不安感をあおって高額な工事を勧める点検商法によるトラブルが増加しています。また、取引の内容が複

雑な連鎖販売取引や業務提供誘引販売取引では、将来性のあるビジネスセミナー等をうたって消費者を引きつけ、得られる利益をこと更に強調して勧誘が開始されるなど、高額



**点検商法** 「無料点検です」などと言って家にあがりこみ、点検した後、不安感をあおって高額な工事や商品を契約させられたが、法外な費用をとられただけなく、そもそも工事の必要はなかった(屋根工事、床下換気扇、除湿器、浄水器)

### 2 販売目的を隠して公衆の出入りしない場所に誘い込んだ上ででの勧誘の禁止

の商品購入等の負担があることを十分に認識できないままビジネスを始めてしまい、トラブルに遭うケースが見受けられます。

このような悪質商法による被害を防止するため、勧説しようとする場合は、事業者にその勧説に先立って、勧説目的があることを消費者に明示することを義務付けることとしました。

対象取引

訪問販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引

近年、電話等で「海外旅行が当たった」とか「旅行券が当たりました。先着百名にお配りしていますので取りに来てください。」

アポイントメントセールス 電話などで、「海外旅行が当たった」とか「旅行券が当たりました。先着百名にお配りしていますので取りに来てください。」

### 3 不実告知に係る重要な事項の明確化

特定商取引法では、勧説に際して「重要な事項」について不実のことを告げる行為は禁止されており、違反すれば二年以下の懲役等の罰則を受けることがあります。この不実告知があることがあります。この不実告知の対象となる「重要な事項」を詳細に規定して構成要件の明確化を図ることとしました。

対象取引

訪問販売、電話勧説販売、特定継続的役務提供

勧説に際して、役務の内容や商品の価格・数量等といった重要な事項をわざと告げない悪質な商法に対しそのような行為を罰則担保により禁止することとしました。違反すれば不実告知と同じく二年以下の懲役等の罰則を受けることがあります。

対象取引

訪問販売、電話勧説販売、特定継続的役務提供



**アポイントメントセールス** 「会員になって商品を売れば高額所得をとることさらに強調して販売組織に加入させられ、多額の販売用商品を購入した。その後、友人等を勧説するが、思惑通りに商品は売れず大量の在庫を抱え、知人との人間関係も壊れてしまった。やめようと思ったが、業者は商品の返品にも応じない。



### 4 重要事項の故意の不告知の禁止

特定商取引法では、勧説に際して「重要な事項」について不実のことを告げる行為は禁止されており、違反すれば二年以下の懲役等の罰則を受けることがあります。この不実告知があることがあります。この不実告知の対象となる「重要な事項」を詳細に規定して構成要件の明確化を図ることとしました。

対象取引

訪問販売、電話勧説販売、特定継続的役務提供

の価格・数量等といった重要な事項をわざと告げない悪質な商法に対しそのような行為を罰則担保により禁止することとしました。違反すれば不実告知と同じく二年以下の懲役等の罰則を受けることがあります。

## 5 合理的な根拠を示す資料の提出

訪問販売や通信販売等で商品・役務の効能・効果等に関して、虚偽・誇大な勧説や広告によって消費者がトラブルに遭うケースが見受けられます。このような悪質商法による被害を防止するため、虚偽・誇大な勧説や広告を行っている疑いのある事業者に対して「効能」「効果」等の裏付けと合理的な根拠資料の提出を求められるよう措置するとともに、当該資料が提出されない場合には、当該事業者が虚偽・誇大な勧説や広告の違法行為を行っているとみなして、改善指導や業務停止命令といった行政処分の対象となることとしました。

対象取引  
訪問販売、通信販売、電話勧説販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引

## 6 報告徴収・立入検査の対象の拡大

業務提供誘引販売取引における業務提供事業者や、特定継続的役務提供における関連商品販売業者等は、特定商取引法に基づく規制対象事業者ではないものの、これらの者の関与がなくては当該取引 자체が成立しない場合もあるため、規制対象事業者と密接な関係を有する一定の事業者に対しても、報告徴収及び立入検

2 不実告知、重要事項の故意の不告知があつた場合の契約の意思表示の取消し

特定商取引法において禁止されている不実告知や重要事項の故意の不告知を受け、それにによって誤認し、契約を結んでしまった消費者は、民法の詐欺や消費者契約法によってはその契約を取り消せない場合でも、その契約を取消して、商品の購入等の義務から解放されることが出来ることとしました。

## 3 中途解約・返品ルール

対象取引  
訪問販売、電話勧説販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引

連鎖販売契約を結び、入会したものの、結局商品を売る事ができず、大量の在庫を抱えさせられてしまつたトラブルが増加しています。このような被害を受けた消費者の救済を図るため、(ア)連鎖販売契約を結んで組織に入会した個人は、いつでもその連鎖販売契約を解約して組織から退会できることとし、(イ)そのようにして退会した個人は、入会後一年以内であること等の一定の条件下、抱えてしまった在庫を返品して適正な額の返金を受けることができるとしたこととしました。

査を行い得ることとするなどの措置を講じました。

対象取引  
訪問販売、通信販売、電話勧説販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引

## 1 クーリング・オフ妨害があつた場合のクーリング・オフ出来る期間の延長

消費者に対して、「特別な契約なのでクーリング・オフできない」と嘘を言ふなどして、事業者がクーリング・オフを妨害する場合、特別な契約なのでクーリング・オフをしなかった場合には、消費者はその事業者からもう一度クーリング・オフ出来る旨を記載した書面を受領した日から、法律所定の期間（八日又は二十日）を経過するまで、クーリング・オフできることとしました。



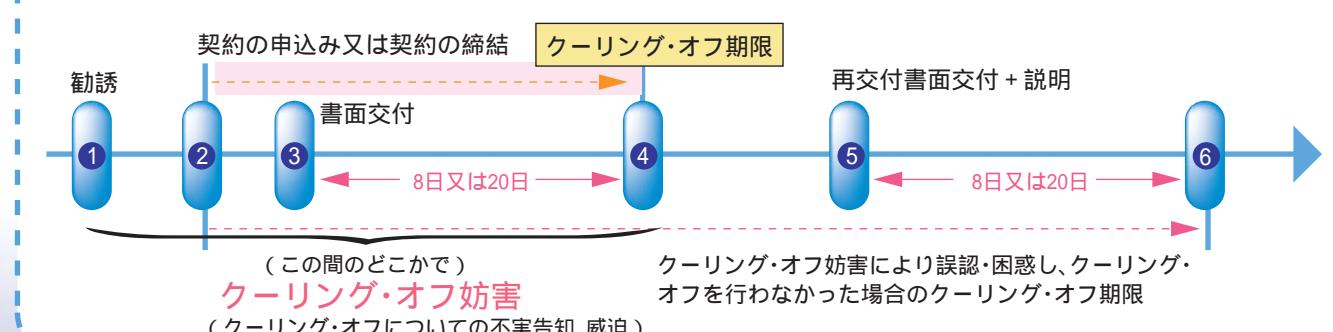
**内職商法** 自宅に電話がきて「内職の仕事を紹介してあげる」と勧説され、仕事に必要と言ってパソコンや教材を購入したが、仕事を紹介してくれず、高額なローンだけ支払うことになった。

このような被害を受けた消費者の救済を図るため、事業者が消費者からのクーリング・オフを妨害するため不実告知又は威迫を行い、消費者が誤認又は困惑してクーリング・オフを行わなかつた場合には、消費者はその事業者からもう一度クーリング・オフ出来る旨を記載した書面を受領した日から、法律所定の期間（八日又は二十日）を経過するまで、クーリング・オフできることとしました。

対象取引  
訪問販売、電話勧説販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引

特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引

## クーリング・オフ妨害時のクーリング・オフ期限の延長について



対象取引  
連鎖販売取引

(三)改正の経緯  
施成閣議決定  
行立平成十六年三月十日  
五月二十八日  
十一月十二日  
十一月十一日

## 本法律の対象となっている取引類型

訪問販売	自宅への訪問販売、アポイントメント・セールス（電話等で販売目的を告げずに事務所等に呼び出して販売）
電話勧説販売	電話で勧説し、申込を受ける販売
通信販売	新聞、雑誌、インターネット等で広告し、郵便、電話等の通信手段により申込を受ける販売
特定継続的役務提供	エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、結婚情報サービス、パソコン教室など、長期・継続的な役務の提供とこれに対する高額の対価を約する取引
連鎖販売取引 (いわゆるマルチ商法)	個人を販売員として勧説し、さらに次の販売員を勧説させる形で、販売組織を連鎖的に拡大して行う商品・約務の販売
業務提供誘引販売取引 (いわゆる内職・モニター商法)	「仕事を提供するので収入が得られる」と誘引し、仕事に必要であるとして、商品等を買わせ金銭負担を負わせる取引

上記に心当たりのある契約をしてしまったけど解約したい。  
そんなときは... **クーリング・オフ**

クーリング・オフとは、契約後一定の期間（内職商法、マルチ商法は20日以内、訪問販売、電話勧説販売、特定継続的役務提供は8日以内）冷静に再考して無条件で解約できる機会を消費者に与える制度です。

お問い合わせ先 沖縄総合事務局経済産業部商務通商課 ☎ 098-864-2321